

(仮称)新潟市自治基本条例案に対するパブリックコメント実施要綱

1 目的

分権型政令市の理念を踏まえ、自治体の憲法ともいえる(仮称)新潟市自治基本条例の制定に向け検討を行っています。この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会、市長等の責務並びに市政運営の諸原則を定めることによって、市民自治の確立を図ることを目的としています。

同条例案は、地域自治委員会や検討市民委員会などで議論を重ねたものですが、より広く意見を聴取するため、「パブリックコメント手続き(市民意見提出手続き)に関する指針」に基づき、意見を募集するものです。

2 閲覧に供するもの

- (仮称)新潟市自治基本条例案に対するパブリックコメント実施要綱
- (仮称)新潟市自治基本条例案
- (仮称)新潟市自治基本条例素案について(答申)

3 実施期間

平成19年5月23日(水)から6月22日(金)まで(郵送の場合は消印有効)

4 意見提出方法等

(1) 閲覧場所について

市役所

- ア 政策企画部市政創造推進担当(本館4階)
- イ 市政情報室(本館1階)

区役所

- ア 北区 北区役所, 北出張所, 南浜連絡所, 濁川連絡所, 早通連絡所
- イ 東区 東区役所, 石山出張所, 大形連絡所
- ウ 中央区 中央区役所, 東出張所, 南出張所, 入舟連絡所, まちなか行政サービスコーナー, 関屋行政サービスコーナー
- エ 江南区 江南区役所, 横越出張所, 曾野木連絡所, 両川連絡所, 大江山連絡所, 亀田行政サービスコーナー
- オ 秋葉区 秋葉区役所, 小須戸出張所, 新津行政サービスコーナー
- カ 南区 南区役所, 味方出張所, 月潟出張所
- キ 西区 西区役所, 西出張所, 黒埼出張所, 赤塚連絡所, 中野小屋連絡所, 黒埼行政サービスコーナー
- ク 西蒲区 西蒲区役所, 岩室出張所, 西川出張所, 潟東出張所, 中之口出張所

ホームページ

<http://www.city.niigata.jp/info/kaikaku/jichikihon/index.htm>

(2) 提出先及び提出方法について

新潟市役所 政策企画部 市政創造推進担当あて

ア 郵 送 〒 9 5 1 - 8 5 5 0

新潟市中央区学校町通一番町 6 0 2 番地 1

イ F A X 0 2 5 - 2 2 4 - 3 8 5 0

ウ 電子メール shisei_sozo@city.niigata.lg.jp

(3) 提出様式

様式は任意とします。但し、住所、氏名（法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）及び電話番号（F A X 番号、メールアドレス等）を明記のうえ、同条例案に対する意見の提出をお願いします。

5 提出された意見

(1) 個人情報の取り扱い

このパブリックコメントにより収集した個人情報については、「新潟市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。

(2) 意見の公表

寄せられた意見については、取りまとめた後、ホームページで公表します。

6 問い合わせ先

新潟市役所 政策企画部 市政創造推進担当 落田，真島（025-226-2151～2153）